

○黒石市公共下水道条例施行規則

昭和63年12月23日

規則第36号

改正 平成6年4月8日規則第20号

平成10年3月2日規則第7号

平成14年2月8日規則第3号

平成23年3月29日規則第12号

平成25年4月1日規則第7号

平成25年5月15日規則第17号

令和元年12月12日規則第8号

令和2年3月31日規則第10号

令和4年3月31日規則第18号

令和6年1月5日規則第5号

令和6年3月29日規則第23号

令和6年12月17日規則第54号

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市公共下水道条例(昭和63年黒石市条例第25号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(排水設備を設置すべき期限)

第2条 条例第2条の2ただし書の規定により指定期限内に排水設備を設置することができない場合は、指定期限の10日前までに排水設備設置期限延長申請書(様式第1号)を市長に提出し、当該延長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、10日以内に実情を調査してその適否を決定し、排水設備設置期限延長決定通知書(様式第2号)により通知する。

(排水設備の接続方法)

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める工事の実施方法は、次によるものとする。

(1) 汚水を排除するための排水設備は、汚水ますのインバート上流端の接続孔と管底高とに違いの生じないように、かつ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタル等で埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(2) 雨水のみを排除するための排水設備は、雨水ますの取付管の管底高以上の箇所に所要の孔をあけ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲をモルタル等で埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

2 前項によりがたい特別の理由があるときは、市長の指示を受けなければならない。

(排水設備の構造基準)

第4条 排水設備の構造基準は、法令に定めがあるもののほか、次に掲げるところによる。

(1) 汚水を排除すべき排水管渠は、暗渠とすること。

(2) 管渠の起点、終点、屈曲点、合流点若しくは内径若しくは種類を異にする接続箇所又は勾配の変化する箇所及び直線部においては、内径の120倍以内の間隔ごとに接続ますを設けること。

(3) 台所、浴室、洗たく場等の汚水排出口には、防臭装置を設けること。防臭装置の封水がサイホン作用又は逆流によって破られるおそれがあると認められるときは、通気管を設けること。

(4) 台所、浴室、洗たく場等の汚水排出口には、ごみその他固形物の流下を防止するために有効なストレーナー若しくは目幅10ミリメートル以下の格子又は金網を設けること。

(5) 自動車若しくは原動機付自転車の所有者又はこれらの修繕若しくは洗浄業者は、除油装置を有する洗砂設備を設けること。

(6) 排水管の土かぶりは、公道内では75センチメートル、私道内では45

センチメートル及び宅地内では20センチメートル以上を標準とすること。

- (7) 地下室その他下水の自然流下が円滑でない場所における排除は、下水が逆流しないような構造のポンプ施設を設けること。

(排水設備等の計画の確認申請)

第5条 条例第5条第1項の申請書は排水設備等計画確認申請書（様式第3号）とし、添付する書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 申請地付近の見取図

- (2) 次に掲げる事項を記載した縮尺200分の1の平面図

ア 道路、境界及び公共下水道施設の位置

イ 建築物内の台所、浴室、洗たく場その他汚水及び雨水を排除する施設の位置

ウ 管渠の位置、形状、延長及び勾配

エ 汚水ます、マンホール、除害施設又はポンプ施設の位置

オ 他人の排水設備を使用するときは、当該排水設備の位置

カ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

- (3) 土地、建物等の状況から汚水を容易かつ衛生的に排除できないときは、管渠の大きさ、勾配及び高さ並びに固着させる公共下水道施設の高さを表示した縮尺距離100分の1及び高さ50分の1の縦断面図

- (4) 除害施設を設けようとするときは、その構造及び能力を明らかにした縮尺50分の1の図面並びに排出汚水の水量、水質及び処理方法を明らかにした書類

- (5) ポンプ施設を設けようとするときは、その構造、能力、形状及び寸法その他必要な事項を表示した縮尺50分の1の図面

2 前項の申請書及び添付する書類は、工事着手日の7日前までに提出しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく内容を審査し、排水設備等計画確認通知書（様式第4号）により通知する。

(利害関係人の誓約書等の提出)

第5条の2 条例第5条第3項の下水道法（昭和33年法律第79号）第11条第3項の規定による通知をした旨の誓約書は、下水道法第11条の規定による誓約書（様式第5号）によるものとする。

2 条例第5条第3項の利害関係人の承諾書は、次の各号のいずれかに該当する場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 他人の土地内若しくは構築物に又はこれらを通過して排水設備を設置する場合 当該土地又は構築物の所有者の承諾書の写し

(2) 他人の排水設備へ流入する場合 当該排水設備の所有者の承諾書の写し

(3) 前2号に規定する承諾書の写しを提出できない場合 申請者の誓約書（様式第6号）

3 前項第1号（他人の土地内を通過し、又は土地内に排水設備を設置する場合に限る。）及び第2号の規定は、下水道法第11条の規定の適用がある場合は、適用しない。

(指定の時期)

第5条の2の2 条例第6条第1項の規定による指定工事業者の指定は、毎年4月1日に行う。ただし、市長が特に必要と認めたときは、随時指定を行うことができる。

(指定工事業者の資格要件)

第5条の2の3 条例第6条の2第1項第4号アの規則で定める場合は、精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合とする。

(指定の申請)

第5条の3 条例第6条の3に規定する申請書は、黒石市指定排水設備工事業者指定申請書（様式第7号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち次の各号に掲げるものは、それぞれ当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 条例第6条の3第3号に規定する書類 営業所の平面図及び付近見取図
(様式第8号)

(2) 条例第6条の3第4号に規定する名簿 責任技術者及び配管工名簿 (様式第9号)

(指定証等の交付)

第5条の4 条例第6条の4に規定する指定証及び標示板の様式は、次のとおりとする。

(1) 指定証 黒石市指定排水設備工事業者指定証 (様式第10号)

(2) 標示板 黒石市指定排水設備工事業者標示板 (様式第11号)

(継続指定の申請)

第5条の5 条例第6条の6第1項の規定による申請は、黒石市指定排水設備工事業者継続指定申請書 (様式第12号) により、有効期間満了の日の21日前までに行うものとする。

(工費の算出方法)

第5条の6 条例第6条の7第5号に規定する工費は、次に掲げる経費の合算額によるものとする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 共通仮設費

(4) 一般管理費

(5) 附帯工事費

(6) 消費税及び地方消費税

(指定工事業者の異動の届出)

第5条の7 条例第6条の8の規定による届出は、黒石市指定排水設備工事業者異動届 (様式第13号) により速やかに行うものとする。

(指定の取消し等)

第5条の8 条例第6条の9第1項の規定により指定を一定期間停止し、又は

取り消したときは、黒石市指定排水設備工事業者取消等通知書（様式第 14 号）により通知する。

（工事の検査）

第 5 条の 9 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、排水設備等工事竣工届（様式第 15 号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、30 日以内にこれを検査し、不良と認めたときは、当該工事について設計の変更、材料の取替え又は手直しを命じることができる。

（完成検査済証）

第 6 条 条例第 7 条第 2 項の完成検査済証は、排水設備等工事検査済証（様式第 16 号）及び標識（様式第 17 号）とする。

- 2 前項の標識は、門戸等の見やすい場所に掲示しなければならない。

（排水設備設置義務者の異動の届出）

第 7 条 条例第 8 条の規定による届出は、排水設備設置義務者異動届（様式第 18 号）により行うものとする。

（除害施設管理責任者の届出）

第 8 条 条例第 14 条の規定による届出は、除害施設管理責任者選任届（様式第 19 号）により行うものとする。

（使用開始等の届出）

第 9 条 条例第 15 条の規定による届出は、黒石市給水条例施行規則（平成 10 年黒石市規則第 4 号。以下「給水規則」という。）第 8 条に規定する上下水道使用等申込書兼変更届出書により行うものとする。

- 2 前項の届出の内容に変更があったときは、同項に規定する届出書により市長に届け出るものとする。

（除害施設による排除の開始等の届出）

第 10 条 条例第 16 条の規定による届出は、除害施設開始等届（様式第 20 号）により行うものとする。

(悪質下水排除の開始等の届出)

第 11 条 条例第 17 条の規定による届出は、悪質下水開始等届 (様式第 21 号) により行うものとする。

第 12 条及び第 13 条 削除

(使用料徴収の時期)

第 14 条 公共下水道の使用を開始し、又は再開したときは、その事実が発生した日から使用料を徴収する。

第 15 条及び第 16 条 削除

(水道水以外の水による排除汚水量)

第 17 条 条例第 23 条第 2 号の規定による汚水の量の認定は、1 月につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、1 月の使用日数が 15 日に満たない場合は、本文の規定により計算して得た汚水の量の 2 分の 1 とする。

(1) 家事用のみで排除する場合 次の表の左欄に掲げる使用用途に応じ、同表の右欄に定める認定量に使用人数を乗じて算定

使用用途	認定量
水洗トイレ (トイレ室内の手洗い場を含む。)	1 m ³
浴槽 (浴室内の他の水栓を含む。)	4 m ³
台所等生活用水	4 m ³

(2) 家事用以外で排除する場合 使用者が、家事用以外の水に対する排除汚水量申告書 (様式第 22 号) により申告するものとし、当該事実により前号の規定の例により算定

2 前項第 2 号の規定により申告した汚水の状況に変更があったときは、同号に規定する申告書により速やかに市長に届け出なければならない。

3 水道水以外の水を公共下水道に排除している者は、市長が指定する時期に、現況を報告しなければならない。

(公共下水道に排除しない水の申告)

第 18 条 条例第 23 条第 4 号の規定による申告は、公共下水道に排除しない水の申告書（様式第 23 号）により公共下水道に排除しない水量を申告するものとし、毎月末日の 7 日前までに市長に提出するものとする。

（排除汚水量の告知）

第 18 条の 2 排除汚水量の告知は、給水規則第 19 条に規定する使用水量のお知らせにより行うものとする。

（使用料の徴収）

第 18 条の 3 条例第 20 条第 1 項の規定による使用料の徴収は、給水規則第 22 条に規定する納入通知書兼領収書により行うものとする。ただし、口座振替による場合は、この限りでない。

（使用料等の減免）

第 19 条 条例第 27 条の規定により使用料、手数料又は延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、公共下水道使用料等減免申請書（様式第 24 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、公共下水道使用料等減免決定通知書（様式第 25 号）により通知する。

（文書の保存）

第 19 条の 2 使用料に係る文書を作成し、又は取得した場合の保存年限は、20 年とする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設）

第 20 条 条例第 29 条第 3 号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。）とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下

する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法（平成20年国土交通省告示第334号）により検定した場合における検出値によるものとする。

（耐震性能）

第21条 重要な排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）の耐震性能は、次に定めるとおりとする。

(1) レベル1地震動に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設の健全な流下能力を損なわないこと。

(2) レベル2地震動に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力の回復が可能なものとし、当該排水施設の所期の流下能力を保持すること。

2 その他の排水施設の耐震性能は、前項第1号に定めるとおりとする。

（地震によって下水の排除に支障が生じないように講ずる措置）

第22条 条例第29条第5号に規定する規則で定める措置は、前条に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

(1) 排水施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2) 排水施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3) 排水施設の伸縮その他の変形により当該排水施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可撓継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4) 前3号に定めるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、前条に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

(排水管内径及び排水渠の断面積を定める数値)

第23条 条例第29条第6号に規定する規則で定める数値は、排水管内径にあつては100ミリメートル（自然流下によらない排水管にあつては、30ミリメートル）とし、排水渠の断面積にあつては5,000平方ミリメートルとする。

(行為の許可申請)

第24条 条例第31条の申請書は、行為の許可申請書（様式第26号）によるものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、行為の許可決定通知書（様式第27号）により通知する。

(占用許可願)

第25条 条例第33条第1項の占用許可願は、占用物件許可願（様式第28号）により、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 物件を設ける場所を表示した平面図

(2) 物件の配置及び構造を表示した平面図

(3) 占用が隣地の土地又は建物の所有者に利害関係を及ぼすと認められるものについては、当該土地又は建物の所有者の承諾書

(4) その他市長が必要と認める図面又は書類

2 市長は、前項の規定による願出を受けたときは、内容を審査してその適否を決定し、占用許可決定通知書（様式第29号）により通知する。

（権利譲渡等の禁止）

第26条 占用する権利は、これを譲渡し、又は転貸することができない。

2 相続又は法人の合併によって、占用者の権利を承継しようとする者は、遅滞なくその旨を市長に申請して許可を受けなければならない。

（占用期間の満了等の届出）

第27条 条例第34条の規定により占用期間を満了し、又は占用を廃止したときは、占用期間満了等届（様式第30号）を市長に提出し、原状回復について検査を受けなければならない。

（取付管等の費用の負担）

第28条 条例第36条の規定により公共下水道の取付管等の新設、修理等に要した費用を負担しなければならない使用者は、市長が発行する納入通知書によって当該費用を納入するものとする。

（排水設備等の維持管理）

第29条 市長は、排水設備等の維持管理について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、必要な措置を命ずることができる。

- (1) 公共下水道を損傷し、又は損傷するおそれがあるとき。
- (2) 公共下水道の流通を阻害し、又は阻害するおそれがあるとき。
- (3) 人体に危害を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 下水の処理作業を著しく困難にするおそれがあるとき。
- (5) 前各号のほか、特に必要があると認めたとき。

（その他）

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則（平成 6 年 4 月 8 日規則第 2 0 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 3 月 2 日規則第 7 号）

この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 2 月 8 日規則第 3 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（黒石市下水道指定排水設備工事業者規則の廃止）

- 2 黒石市下水道指定排水設備工事業者規則（平成 1 0 年黒石市規則第 2 2 号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際、現に廃止前の黒石市下水道指定排水設備工事業者規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によってなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 2 3 年 3 月 2 9 日規則第 1 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 4 月 1 日規則第 7 号）

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 5 月 1 5 日規則第 1 7 号）

（施行規則）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則のよる改正前の、黒石市下水道条例施行規則様式第 1 8 号による用紙で、この規則の改正の際残存するものは、この規則の改正後の様式とみなして、当分の間、使用することができる。

附 則（令和元年 1 2 月 1 2 日規則第 8 号）

この規則は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

附 則（令和２年３月３１日規則第１０号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日規則第１８号）

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年１月５日規則第５号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（黒石市下水道条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の黒石市下水道条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、令和６年３月３１日までに市に提出するものに限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和６年３月２９日規則第２３号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、令和６年４月１日から施行する。

（黒石市農業集落排水処理施設水洗便所改造資金貸付規則の廃止）

- 2 黒石市農業集落排水処理施設水洗便所改造資金貸付規則（平成９年黒石市規則第４８号）は、廃止する。

附 則（令和６年１２月１７日規則第５４号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の黒石市公共下水道条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、令和７年３月３１日までに市に提出するものに限り、所要の修正を加え、なお使用することができる。